

であり、千七百七十一億の見込みはとうてい千億も入らない。私は千億を翻るだろうという最初からの見通しであつたが、その通りにだん／＼なつて来たわけであり、ただいまの長官の御答弁では、少し私に当らぬ点があるかと思つておるのであります。それでもう一つ、納税見込みについてお尋ねいたしますと、どうも昨年末の納税歩合が第一に悪い。つまり昭和二十五年度の納税歩合が六割五分であつた。これは前年度と比べて五分方成績が悪い。そうするとこれは新しい税制になつて、納税思想が低下して来ておる。こういうことが現実この徴収歩合に現われて来ておると思つておる。そこでこの三月一旬によつて、大体確定申告の成績はもう国税庁で現れておると思つておる。つまり、この確定申告による決定額、つまり納税の確定額と實際徴収された金額との歩合を、ひとつお尋ねしてみたいと思つておる。

○高橋(衛)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたのに、一、二の点だけ補足させていただきますと思つておる。

まず第一に、今年度は申告所得税の事務行政のやり方といたしまして、できるだけ納税者の納税を得て行く。またその前提といたしまして、実額調査その他の調査を徹底して行くというのと、もつぱら努力いたしたのでございませう。従いまして更正決定をいたす際におきましても、確實に調査のできなものであつて、なおかつ申告指導に依りなかつたという方につきましても、更正決定をただちにいたす考へておる。しかしながら調査がなお不

十分である、または再調査を要するといふものにつきましても、年度経過後において、今後次々と調査を實行いたしまして、次々とやつて行くという考へを持っておるのでございませう。従いまして昨年は年度内、つまり二月一ばいに四百十八万件に上るところの更正決定の通知を出したのでございませうが、今年はまだ三月末までに、年度内に一応の更正決定をいたしますが、この件数は予想はつきませんけれども、おそらく昨年の十分の一程度の更正決定にとどまるのではないかと、四月、五月に繰延べることになりはしないかといふふうな考へておる。これが今年度の申告所得税に相当大きく影響を持つておると思つておる。それからいま一つの点は、法人になつていくものが予算で見込んでよりもはるかに多いという点でございませう。これは年度を過ぎてみましても、確實な計数は申し上げかねるのでございませうが、個々の事象についてみますると、大納税者にして、つまり調査課所管の個人の納税者にして、法人になつていくものが非常に多いといふことは、個々の事例として非常に痛感されるのであります。これによる納税の減が相当大きく響いて参つておる。従いましてそれらの点を彼此勘案いたしますれば、もちろん昨年初以来秋ごろに至るまでの相当な物価の低落とか、または業界の不振が相当影響して

な差はなかつたのではないかといふふうに見込んでおる次第でございませう。なお先ほど御指摘になりました昨年末における申告額に対する徴収済み額は、昨年七割であつたが、本年は六割五分という点についてのお尋ねであります。昨年と本年と違ひます点は、昨年は御承知の通り自主的に申告なさつた者に対する収入歩合であります。本年はもうそろそろいふふうに自主的に申告なさつたものも相当あるのではないかと、御承知の通り法律が改正になりました。予定申告の段階におきましては、昨年の所得額以上を申告しなければならぬ。しかしてそれに達しない場合におきましては、法定通知というのをいたします。それは昨年の所得額に對しまして、新しい税法による税率を定めまして、これをもつて税額を通知する、これで納税義務を確定するといふことをいたしておる。であります。そういうふうな税額通知をいたしましたものが相当多数ありますので、純粹に予定申告をされたものに対する割合をみつめてみますれば、昨年より成績は悪くなつておる。いふふうには見ていないのでございませう。

○奥村委員 そこでこの三月一旬末の七百五億の申告所得税のうち、約二百億余りは繰越し滞納分の徴収、そうすると、今年度の申告所得税として現実に徴収されたものはわずかに五億圓、そうすると年度末までに一体この上だけだけ申告所得税がとれるか。これが一番問題になると思つておる。高橋長官としては今年更正決定が遅れ、あとから相当決定をやるというお言葉であります。これも私は相当問題があると思つておる。つまり今年

初めてこの勧告といふことをなさつておられる。つまり納期までに納税者に納税者が申告を出せば、税務署としては再び更正決定は原則としてしないといふことになつて、なるべく更正決定を減らそうという立場で指導しておられるのであります。昨年と比べれば更正決定はうんと減るはずでありませう。これはお言葉の通りとすると、更正決定によつてこの七百五億以上にどれだけふえるか。これは昨年の実績よりは私はふえないといふふうな思ひます。この勧告のやり方は、私は税務行政がもつと充實されて来たときはいいが、今の段階でやる場合には、納税者には喜ばれるが、この徴収は赤字を出すのじやないかといふふうに見ておる。であります。これは今後の結果を見ればわかると思つておる。それどころか、あまり樂觀はできぬと思つておる。結論として年度末までに、申告所得税がこの七百五億からもうあとどれだけとれるか。五月末までの結果を見ることになつておる。この点お見直しをのこらうと思つておる。この点お見直しをお伺いしておきたい。

○高橋(衛)政府委員 今後の収入見込みにつきましては、これは非常に見通しが困難な問題でありまして、確たる数字を申し上げることは非常に困難であると思つておる。これは私どもも希望の観測になるかもしれませんけれども、何とかして税全体として予算額程度の収入を確保したいといふ目標をもつて、努力いたしておる次第であります。言いかえますと、法人税で約二百億圓程度の増収が得ら

れるのではないかと予想しておるのであります。従つてまた源泉所得税においてある程度の増収が見込まれると考へます。他方物品税その他においてある程度の減収が予想されますので、それらを全部総合いたしまして、何とかして税全体としては赤字を出さないといふ程度の収入が、確保できるのではないかと、いふ見込みを立てておる次第であります。

○奥村委員 私のお尋ねしましたのは、税全体の納税見込みでなしに、申告所得税の成績のことです。なせばならば申告所得税は、今年度は当初予算で千五百億を見積つた。それを補正予算で千七百七十億圓に減らした。ところが實際の成績はどうなるか。私は千億はむずかしいと昨年末までは考へておりましたが、どうも今の見通しで行けば、おそらく九百億を割るでしよう。そうすると一体この政府の申告所得税に對する納税見込みは、当初予算と比べれば六百億以上も見積りが間違つておるわね／＼が予算で、どうしてそういう間違ひをわからなかつたかといふふうなことも考へて行かなければならぬので、特にこの申告所得税の見直しについてお尋ねしておるわけです。大体九百億とれるかどうか。今はとれまじやと思つておる。私は九百億を割ると見ておるので、そのときになれば、私の言つたことが正しいかどうかがおわかりになると思つて、九百億がとれるかどうか。その点はつき御答弁をお願いしたいと思つておる。

○高橋(衛)政府委員 先ほど御答弁申し上げました通り、申告所得税の指導方針につきましては、今年はや

○農村委員 期限が来たときに納税義務が発生し、また国の債権が確定する義務が生じ、そのときに申告書が出ていないとするならば、これは控除の恩恵は受けられない。申告書が出ておらぬのだから、どの条項を見ても控除の恩恵は受けられないと常識的に判断はできると思ふのであります。そこで高橋長官が言われた所得税法施行規則第二十二條、あるいはまた平田局長の言われた所得税法施行規則第二十六條の二項は、二つとも私は読んでみておりましたが、申告書は出されたが、その出された申告書に控除の該当事項が書いてなかつたという場合の規定はあります。しかし期限において申告してないかつた場合の控除の恩恵を認めるという条文は一つもない。平田王税局長がそういうふうな御解釈をなさるならば、一体何条のどの項目にそういうことが規定してあるか。二十六條の二項は、申告書は出されておるが、控除に關する事項の記載がない場合において適用するのであつて、申告書が出されておるといふことが前提になつておるのであります。ただいまの御答弁は少し間違つておると思ふので、重ねて御答弁を要求いたします。

○平田政府委員 お話の通り確定申告書は出ておるが、その中に控除の記載がないというのとは然る入るのでございませぬが、その後確定申告がなされておる場合に、その確定申告の中に記載されておる場合に、特別の事情があると認める場合には控除し得るといふふうに、二つの規定から読めると私は解釈いたしておるのでございませぬ。それから納税義務

○農村委員 確定申告が期限内に出されず、期限後に提出された場合、これを認めて、しかも局長の言われるように期限前にさかのぼつてこれを適用するといふことが、法律上どの条項に根據を置いて、そういうことになるのかと、同僚議員諸君も相当御質問があるやうでありますから、これをもちつて私の質問は一応打ち切り、また別の機会にお尋ねをいたしたいと思います。

○清水委員 この徴収法の改正によつて、徴収面に相当しいことが盛られて、緩和されたやうな面がありますが、まだ実際の徴収面において非常に入権を圧迫するのじやないかと思はれる節もございませぬ、この税法とは関連はありますが、ちよつと違ふかもしれませぬが、この際長官が見えておるから伺いたいと思ひます。

○平田政府委員 確定申告が期限内に出されず、期限後に提出された場合、これを認めて、しかも局長の言われるように期限前にさかのぼつてこれを適用するといふことが、法律上どの条項に根據を置いて、そういうことになるのかと、同僚議員諸君も相当御質問があるやうでありますから、これをもちつて私の質問は一応打ち切り、また別の機会にお尋ねをいたしたいと思います。

○清水委員 この徴収法の改正によつて、徴収面に相当しいことが盛られて、緩和されたやうな面がありますが、まだ実際の徴収面において非常に入権を圧迫するのじやないかと思はれる節もございませぬ、この税法とは関連はありますが、ちよつと違ふかもしれませぬが、この際長官が見えておるから伺いたいと思ひます。

○清水委員 徴収にあつては、まず一番先に黙つていたものは罰するといふことで、一つの機軸を投じておいて調べ上げる。そのために材料のそろわないものでも、押しつけがましいものでも、承諾して行かなければならぬやうな状態が起つて来る。そういうのは憲法の条項において黙秘権を認めておるのに対して、昔からの権力者の政治である。徴収にあつては國家を動かすのに、ある権力者が動かしておる。そういう遺風があるために、こういう条文をつくつておるのではないかと、國民の公僕として税の徴収に當らなければならぬのに、憲法に反するのではないかと思はれるやうな条項によつて税を取立てる。そこに大きな矛盾があるのではないかと。私の考えとすれば、たとえば税の査察を受ける場合には、これは被疑者として取扱われる以上は、黙秘権も行使されていいのではないかと。そういう査察の場合においてもこの条項を宣告して、黙つておれば、うそを言つたらば、これ／＼の罰があるのだぞ、こういうことを宣言して徴収に當つておる事実も私は承知しております。これは確かに税法の徴収官更改の違反ではないか、こういうふうな思われませぬが、その他たくさん質問者もあるやうでありますから、もう一言これについての御意見を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 この査察にあたりましても、質問を発したり調べたりすることは、当然できるわけではございませぬが、本人が話さなかつたやうな場合、あるいは言つたことが必ずしもただちに完全な証拠にはならないといふのが、新刑事訴訟法の規定するところで

ございまして、その点は税の査察の場合におきましても、まつたく同様であるという事を申し上げておるのでございませぬ。ただ普通一般の場合におきましては、行政目的で所得の調査をいたすわけにございませぬから、それに関する限りにおきましては、できるだけ正しいことを見出しまして公平な課税をする必要がある。そういう意味におきまして、それ〴〵必要な調査規定なり質問の規定を設けておる次第であります。その範囲に關する限りにおきましては、かりにそれに答えない、あるいは帳簿書類を提示しない場合におきまして、罰則を適用するという事になりまして、これは先ほど申し上げましたような、直接憲法違反にはならない。ただ最初に申し上げましたように、憲法の精神に從つてはたしてどうかという事になりますと、これは確かに問題があるところでございますので、なお將來においてそういう点につきましては、少し研究いたしてみたいという事を申し上げたわけでございます。

○清水委員 そのう申しますと、たとえば査察が判事の令状を持つて来て査察する場合にこの賦税権は行使できぬ。これを認めるべきでございませぬか。

○平田政府委員 査察に行きました場合においても、もちろん質問することのできると思ひますが、これを賦税いたした場合には、刑事訴訟の目的で罰則を適用するということはおそらくできないことではないかと思ひますが、普通の税務の調査の目的でありませぬならばそれができる、このように解

釈いたしております。それからその場合に納税者の陳述がただちに刑事訴訟の關係においては証拠にはならないという事は、これも先ほど申しましたように新刑事訴訟法の重要な点である、かように考へております。

○清水委員 ちよつとわかりませぬが、査察が判事の令状を持つて来た場合に、税法上これに對しては賦税権を認めないという御解釈ですか。

○平田政府委員 税法の行政目的で課税する場合におきまして、質問に答えない場合には、これは罰則規定の適用がある。しかしそれをただちに刑事訴訟の証拠にするために質問するような場合に、これは罰則を適用する事からいへば理由で、罰則を適用することにはいたしてございませぬ。国犯法におきましては、単に收税官吏の検査を拒み、妨げ、または隠蔽した場合にだけ罰金に処することにはいたしてございませぬ。税務調査の目的で調べました結果に基づきまして、本人が述べましたこと、従ひましてそれは刑事訴訟の目的ではただちに証拠にはならない、このうのような關係になるものと解釈いたしてございませぬ。

○奥村委員 關稅定率法改正案に關連して、平田主税局長に一言お尋ねしておきたいのですが、染料のビグメント・カラー及びエキス・ステンドール、このうのものについては、現在外国商社が日本国内において特許権の申請をしておる向きがあるようであります。これはかかれて事務当局の方にはお尋ねしてあるのございませぬが、そこでもしこの特許が認められる場合は、日本国内においてその製造はその特許を受けたい外国商社の特許になりますので、日本業者としてはこれを製造することはできない。そういうことになつた場合において、そういう種目の輸入について関税をかけたおいたのでは、日本のそういう染料を使用する輸出業者などが困るので、むしろ無税にして、その薬品を使用して事業を行う業者に便宜を与えていただきたい。これは仮定の問題であります。さういふ事態になつた場合には、現在かかつておる関税を無税にするという御意見が政府におありであるかどうか。この点をお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○平田政府委員 私具體的にまだ深く研究いたしてございませぬので、若干あるとあるいは追加してお答えするかもいれませぬが、一応お答えしますと、お話のような場合におきましても、国内においての特許権によらずして同種のものができるかできないか。あるいはまったく同じでなくても、製造方法を若干違へまして、ほぼ同じものができるかどうか。できる可能性がある場合におきましては、これは必ずしもただちに關税を免除すべきだということにはならないかと思ひますが、しかしそういう可能性もなくなつて、外国からも入つて来ない、従つてそういう染料につきましては、もう使えなくなつて、その結果日本品の輸出に重大な影響がある、このうの場合におきまして關稅政策をどうするかという事は、やはり全体的に今私が申し上げましたようなことも検討しました上で、正しい結論を下すべきものではないか、かように考へておる次第でございませぬ。

○小山委員 關稅法と國稅徵收法について二、三點政府の考へを伺つてみたいと思ひます。第一に關稅のことです。決いたしました場合には、ただちにこれは施行されるわけでありませぬ。その場合に、輸入業者あるいはそれらの品物を最終的に輸入する人々の間に、契約上いろ〴〵混乱が起つて来はしないかという事で、關稅定率法の施行期日を二箇月ないし三箇月延ばしていただきたいという希望があるものであります。また同じようなことであります。また同じようなことができないとすれば、たとえば三月末とか二月末とか、一定の期日までに契約を締結した場合は、あるいはL.C.を開設した場合、特に旧法による關稅をかけたもらいたいといううのような強い希望が、輸入業者あるいは輸入を最終的にしようとする人々の間にあるのでありますけれども、これについて政府はどのような考へておられるか、政府の所信を伺いたしたいのであります。

○石田政府委員 關稅定率法の改正をいたしました場合の施行期日を延ばしたかどうかというのが、第一点であらうかと思ひます。この点は、今度の關稅定率法改正の全般の趣旨からいたしまして、政府としては、なるべく早く改正し、なるべく早く実施いたしたい、このうの考へ方を持つておられるわけでありませぬ。従ひまして四月一日という期日をさらに二、三箇月延ばさないで、このまま原案通りやりたいという希望を持つておられる次第であります。なおその場合に、そういうことを予想しておらなかつた輸入業者の人々に対しては、おの毒な結果が起るから、たとえて

みますならば、今お話がありましたごとく、契約がすでに施行前に行われていたものについては輸入税は免除したかどうか。これもある意味におきましてごもつともな点があると思ひます。しかしながらその場合、その契約をいたしたかどうかという事實の確認その他におきまして、行政庁といたしましてはなにか〴〵困難な問題がございませぬ。これは昔からもあることなのでございませぬが、真正なるところの契約ができておるといふものと、それから今言いましたような恩典に浴するのために、契約があつたがごとき形をとるといふものと、どういふふうにして差別するかということが非常に技術的にむずかしゆうございませぬ。それから今度は、契約があつたやうな形をとるといふものと、そういうやり方につきましても、これは海外に非常な便宜を持つておられる人と、持つておられない人との間には、非常な差が出て来るといふことが一つあるわけでありませぬ。またその次の問題として、たとえればL.C.の開設があつたものについてはどうか。これは非常にはつきりつかぬところの点でございます。しかしながらそれにはいたして、L.C.を開設いたしまして輸入するほかに、無為替輸入等の問題もあるものであります。片方のL.C.だけでやるという事に相なりませぬと、無為替輸入の許可を受けた方は、不公平になるといううのような問題もあつたと思ひます。關稅率の改正をいたします場合には、始終経過的な問題をどうするかという事が起る問題なのであります。従ひまして、この点はいろ〴〵な点を考へまして、はつきりと期日を定めまして、そ

六

れによつて施行するという建前をとつて参つておるのであります。なお今回の改正につきましては、そういう点もございまして、できるだけ早く業界の方々に知つていただくという意味からいたしまして、まだ案自体は確定しない前からして、すでにいろいろな手を使いましてそれが大体わかるように、政府といたしましては努力いたして参りました。また関係方面との折衝によりまして最終的な決定を見る前に参りまして、やはりそういうことを續けておりました、われ／＼といたしましては、輸入業者の方が、どういふふうに関税は改正されるであろうか、しかも具体的な率についての程度で参つたのであります。関税率といふものは、国際間の取引を規律するものであります、明確にある期日をもつてやるといふ方がしきたりになつておりますので、そういうことに従ひまして今回の改正もやらしいでござい、こう思つておる次第であります。

○小山委員 だいたいの御説明でよくわかつたのでございますが、各国が関税率をかへます場合の先例、こういうものはどういふふうになつておりましたらうか。たとえば、だいたいま私が申し上げたような一定の経過規定を設けておるような先例は、各国にないかどうかというところが一つ。

それからもう一点伺つておきたいことは、だいたいの御説明のように、数箇月前から、関税率は大体このような方向にかわりそうだと、これを、業者には知らしておられるということ

であります、その場合に、知らなかつた人は別といたしまして、知つておる人は、どのような契約方式をとつておるであろうかというところが一つ。知らなかつた場合には、輸入業者が負担をするのであろうか、あるいは最終のそれを買い受けた人が負担するのであろうか、そういうふうなところに氣を配つた契約をしておるであろうか、そういうことをひとつ伺つてみたいのであります。

○石田政府委員 第一の問題でござい、これは世界各國を通じて、別にどうなつておるといふことを申し上げるところのものがちよつとござい、ます範囲では、経過規定のある例は少いと思つておられます。それから、これはだしきに至りましては、イギリスなんかは、そういうふうな式が多いのです、国会に提出いたしますと同時に施行するといふようなことも、公平といふますか、はつきりさせるといふますか、そういうふうなやつておるところもあるようであります。

第二の点は、契約をどういふふうなやつておるかということであり、ます、実は私たちが契約をやつておる當事者でございませんで、どういふふうになつておられますか、的確に申し上げることはできませんが、大体関税率の改正といふことは、大規模な改正はございませんで、しかし個々の品目につきましては毎年改正の問題があるといふのが、今までの実例でござい、ます。そういう場合におきましては、業者の方々は、関税率の改正があつた場合は、国内の売渡先に対して、どちらの負担であるということをはつきり

の慣例になつておつたわけであり、ます。戦後におきましては、そういう慣例がすたれてしまつて、ルーズになつた面がござい、ますので、そういうことをしな、いような方も、あるいはあるのではな、いだろうかというふうな考えられ、ます。そういう場合におきまして、ど、ちらの負担になるかということにござ、い、ます。これは結局裁判所の判決にま、たざるを得ないのであり、ます。大、体輸入いたしましたときに、その売渡、先に對してきまつておられます、こ、れと、だと思つておられますが、売渡先、がきまつておられなければ、これは、關稅を込めた値段で新しく売るとい、うことになり、ます。問題は、いかと思、います。が、そういうことを考え、ず、にや、りました場合に、どうなるかとい、う最、終的な法律問題になり、ます。は、ち、よ、つと、こ、こ、で、お、答、え、申、し、上、げ、か、ね、ま、す。

○小山委員 関税の方はその程度に、いたしまして、国税徴収法をちよつと伺つておきたいのであります。この国、税徴収法は、この大蔵委員会にお、い、て、し、ば、問題になつた点を実情に即、して改正されている点は、われ／＼も、非、常に満足するのであります。それ、で、一、二、点、伺、つ、て、お、き、たい、の、は、こ、の、國、税、徴、収、法、改、正、の、目、的、で、あ、り、ます。こ、れ、は、こ、れ、によ、つ、て、現、在、滞、納、にな、つ、て、い、る、も、の、の、徴、収、を、促、進、し、よ、う、い、う、の、で、あ、り、ます。か、それ、も、現、在、滞、納、にな、つ、て、い、る、の、は、一、応、あ、き、ら、め、て、こ、れ、で、も、つ、て、も、う、い、よ、／＼、と、れ、な、い、も、の、は、と、れ、な、い、も、の、な、り、に、は、つ、き、り、し、よ、う、と、い、う、の、で、あ、り、ます。か、ま、ず、そ、の、目、的、を、ひ、と、つ、つ、て、み、たい。

○平田政府委員 砕いて申し上げ、ますと、お話の通り、とてもとれない、

強行してとると非常に生活困難に陥ら、しむるおそれがあるようなものは、は、つきり制度を設け、ます。あ、き、ら、め、る、も、の、は、あ、き、ら、め、る。そのかわり、資力があ、つ、て、徴、収、可、能、な、も、の、は、ま、ず、適、正、な、処、理、を、い、た、し、ま、し、て、促、進、を、は、か、る。滞納の中におきまして、そういうも、の、を、よ、く、振、り、わけ、ま、し、て、それ／＼適、切、な、処、置、を、は、か、つ、て、行、く。従、い、ま、し、て、それによつて滞納のたくさんあり、ます、も、の、を、全、体、と、し、て、合、理、的、に、処、理、し、よ、う、こ、う、い、う、こ、と、に、な、る、か、と、思、つ、て、あ、り、ます。

○小山委員 私もそのように想像して、おつたのであります。要するに、税務、官、吏、が、見、て、も、と、う、て、い、と、れ、な、い、と、思、つ、る、も、の、に、つ、いて、法、的、根、拠、を、与、え、た、の、で、あ、る、こ、う、い、う、こ、と、が、主、で、あ、ら、う、と、考、え、て、お、る、の、で、あ、り、ます。内、容、に、つ、いて、二、三、点、伺、つ、て、お、き、たい、こ、と、は、こ、の、提、案、理、由、の、説、明、を、読、み、ま、す、と、滞、納、者、が、無、資、産、の、場、合、あ、る、い、は、著、し、く、生、活、困、窮、の、お、そ、れ、あ、る、場、合、に、三、年、間、滞、納、処、分、を、停、止、す、る、こ、う、い、う、こ、と、が、書、い、て、あ、り、ます。そ、の、次、に、停、止、後、三、年、た、つ、て、も、な、お、資、力、が、回、復、し、な、い、場、合、に、は、納、税、義、務、は、消、滅、す、る、と、書、い、て、あ、る、の、で、あ、り、ます。こ、う、い、う、三、年、と、い、う、期、間、は、時、効、で、あ、り、ます。か、あ、る、い、は、三、年、た、つ、た、ら、も、う、や、つ、て、は、い、け、な、い、の、だ、と、い、う、の、で、あ、り、ます。か、法、定、期、間、な、の、か、あ、る、い、は、時、効、な、の、か、時、効、で、と、き、中、断、す、る、こ、と、に、な、つ、て、い、る、の、か、そ、の、法、の、趣、旨、を、伺、い、たい。

○平田政府委員 ちよつと先ほどの説、明、に、補、足、し、て、申、し、上、げ、ま、す、が、も、ち、ろ、ん、先、ほ、ど、も、申、し、上、げ、ま、し、た、よ、う、に、と、れ、な、い、も、の、は、と、れ、な、い、も、の、と、し、て、納、税、の、促、進、を、は、か、る。しかし分割納付を認め

る。あるいはその納税者の資力に、あ、り、ま、し、て、妥、当、な、措、置、を、講、ず、る。場、合、に、よ、り、ま、し、た、ら、公、売、処、分、等、を、急、いで、実、行、す、る、よ、り、も、む、し、ろ、少、し、延、ば、し、ま、し、て、納、税、の、促、進、を、は、か、つ、た、方、が、い、い、と、い、う、場、合、も、ご、ざ、い、ます。か、え、つ、て、そ、の、税、收、の、確、保、を、は、か、り、得、る、と、い、う、面、も、相、当、ご、ざ、い、ま、す。こ、と、を、特、に、ひ、と、つ、申、し、添、え、て、お、き、たい、と、存、ず、る、の、で、ご、ざ、い、ます。た、だ、と、れ、な、い、も、の、を、負、け、る、と、い、う、だ、け、の、も、の、で、は、な、い、と、い、う、こ、と、を、つ、け、加、え、て、お、き、たい、と、思、い、ます。

それからもう一つは、今のお尋ねに、ご、ざ、い、ま、し、た、が、こ、れ、は、特、別、な、今、の、規、定、に、基、き、ま、し、た、が、停、止、処、分、を、や、り、ま、す。三、年、た、ち、ま、す、と、納、税、義、務、が、消、滅、す、る、こ、う、い、う、規、定、を、設、け、て、お、り、ま、す。時、効、と、申、し、ま、す、か、何、と、申、し、ま、す。か、一、種、特、別、の、制、度、に、よ、り、ま、し、た、と、納、税、義、務、の、停、止、処、分、を、や、り、ま、し、た、と、三、年、間、た、ち、ま、し、た、お、依、然、と、し、て、資、力、が、回、復、し、な、い、場、合、に、お、き、ま、し、て、は、消、滅、す、る。そ、の、よ、う、に、お、考、え、願、つ、た、方、が、い、い、と、思、い、ます。中、間、に、お、き、ま、し、て、納、税、資、力、が、回、復、し、た、と、認、め、ら、れ、る、場、合、に、お、き、ま、し、て、は、停、止、処、分、を、取、消、し、ま、し、て、そ、う、い、う、滞、納、処、分、を、続、行、す、と、い、う、こ、と、に、な、り、ます。それ、に、よ、り、ま、し、て、時、効、の、場、合、で、ご、ざ、い、ます。と、中、断、と、同、じ、よ、う、な、効、果、が、出、る、わ、け、で、ご、ざ、い、ます。特、に、時、効、云、々の、問、題、は、抜、き、に、い、た、し、ま、し、て、そ、の、案、文、で、納、税、義、務、の、関、係、が、解、決、で、き、る、の、で、は、な、い、か、か、よ、う、に、考、え、て、お、り、ます。

○小山委員 今のでよくわかりま、し、た。それからもう一点、これは国税庁長、官、に、伺、い、たい、の、で、あ、り、ま、す、が、今、度、の

法律改正によりますと、昭和二十四年以前のものに対する滞納加算税及び延滞金についても、適用がある法律がありまして、その条件としては申告期限から一年以上たつて行われた更正決定に基いて、徴収された場合の滞納税金の加算税、あるいは一度更正決定を受けた後に修正申告をしたり、あるいは更正決定をした場合の加算金、これらのものは一べん納めたものも今年の六月三十日までに申告すれば、もどしてもらえろという規定があります。ところが、これは法律上の規定としては非常にけつこうなものでありますが、これは周知徹底方をはからなければ、ただ飾り物にすぎないのであります。これはいわば今までの苛徴請求をこれで帳消しにしよう—という非常に言葉がきつうございますが、要するに今まで非常に無理だったものを、ここで一応緩和するのだという趣旨の規定でありますので、この周知徹底方が、この法律に魂を入れるべきだと思つておりますけれども、これについてはどんな方法で周知徹底をされるか。国税庁長官に伺つておきたい。

○高橋(審)政府委員 現在滞納になつて居るものについてのみ、加算税の決定をするというようにいたしまして、すると、いわゆる正直者がばかを見るということになるのでございますから、たとえばすでにお納めになつた方につきましても、そういうふうな点は当然に均霑されるべきものであるという観点から、こういうふうな規定を設けた次第でございます。

この周知徹底に關しましては、国税徴収法の改正全般の問題として、四月早々から一般に—たとえばわれ—

の方で監修をいたしておりまして税の資料その他各種の通信、新聞等を通じて周知徹底をはかりたいと考へる次第であります。

○小山委員 その点は特に長官に、訓辭をもつてひとつ各税務署長にやつていただきたい。と申しますのは、修正申告または更正決定になつておりました、一べん税務署が無理やりにやつたような場合が相当あるだろうと思つて、無理やりにやつた場合のものは、税務署としてはなか／＼あとでやりにくい面があろうと思つて、税務署長がこういうことをやつたのはよく知つて居るのであるから、個々の納税者に對しても—しれたる債権者ということがあります、しれたる、ささいな納税者にも、税務署はただ単におどりの講演なり、あるいは文書なりでやらないで、こういう街のしれたる納税者に對しては、個々に通知をして徹底方をはかる。せつかくこゝまで来た法律でありますからやつていただきたい。この点についてそういう御意思があるかどうか。

○高橋(審)政府委員 私ども税務行政の本来のあり方として、何とかして納税者に親切にやつて行くということ、ぜひ必要であると考えておりますので、たとえば税務調査の際におきましても、先般特に訓辭を出しまして、必要な経費として計上されなかつたものにおきましても、税務計算上経費として認めらるべきものは進んでこれを認めて行く。そして申告の書き方等についても指導して行くように、繰返し指示をして居る次第であります。従いまして今回の場合におきましても、そういうふうなものにつきまして

はできるだけ親切に、もちろん全部それをあらためて調査し直すということ、は、なか／＼困難ではないかと思つて、わかつたものについては十分親切に注意をするようにしたいと思つて居ます。

○奥村委員 たいま本委員会に審議付託されております食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案、食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に關する法律案、及び鉱工業貿易公団の損失金補てんのための交付金に關する法律案の三法案につきましましては、すでに質疑も尽されたと思つて居るので、この際右三案について質疑を打ち切られんことを望みます。

○夏堀委員 奥村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○夏堀委員 御異議ないようでありますから、右三案に対する質疑を打ち切ることといたします。なお本委員会に提案になつておりました法案が二十七日までに処理しなればならぬと考へておられますので、これは大体切りになりました法案については、できるだけ早くこれも処理したいというようなことで、ひとつ覚悟をまともめて明日からでもこの討論決に入りたいと思つて居ますから、よろしく願ひいたします。

○小山委員長代理 休憩前に引続き會議を開きます。

まず本日付託いたしました公認會計士法の一部を改正する法律案を議題とし、提案者より提案理由の説明を聴取いたします。提案者参議院議員平岡市三君。

公認會計士法の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律案

公認會計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号及び第四号中「二年」を「三年」に改め、同条第四号中「国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の下に」又は「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加へ、同条第五号中「処分を受けた者」を「処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者」に改め、同条第六号中「昭和八年法律第五十三号」を「昭和二十四年法律第二百五号」に改め、「受けた者」の下に「。但し、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。」を加へる。

第十号中「その他の実務」の下に「(税に關する実務を含む。以下同じ。)」を加へる。

第十一号を次のように改める。

(第三次試験受験の要件)

第十一号 第三次試験は、會計士補又は會計士補となる資格を有する者であつて、第十二条の規定による実務補習を受けた期間が一年をこへ、且つ、會計士補となる資格を

取得した後に於ける左の各号に掲げる期間(同条の規定による実務補習を受けた期間と重複する期間を除く)が通算して二年をこへる者に限り、これを受けることができる。

一 第二条第一項の業務について公認會計士を補助した期間

二 財務に關する監査、分析その他の実務で公認會計士管理委員会規則で定めるものに従事した期間

第十二条第一項中「會計士補」の下に「又は會計士補となる資格を有する者」を加へる。

第二十四条第二項中「地方公共団体の吏員」を「地方公務員」に改める。

第三十二条第五項に次の但書を加へる。

但し、当該公認會計士若しくは會計士補又はその代理人が正当な理由がなくして出頭しない場合においては、前項の規定による職問を行わないで、これを行うことができる。

第三十七号第十号を同条第十一号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第九号の次に次の一号を加へる。

十 必要と認める場合に、外国公認會計士の組織する団体に對して、その行ふ事業について、報告を求め、報告を行うこと。

第四十六号の六第二項中「第三部六人以内」を「第三部八人以内」に、「第四部十二人以内」を「第四部十四人以内」に改める。

第四十七号中「公認會計士」の下に「又は外国公認會計士」を加へ、

午後二時二十九分開議

午後二時二十九分開議

同条の次に次の一条を加える。

(公認会計士でない者の業務の制限)

第四十七條の二 公認会計士でない者は、法律に定のある場合を除く外、他人の求に依り報酬を得て第二條第一項に規定する業務を営んではならない。

第五十條中「第四十七條の規定に違反した者」の下に「又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者(公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四條各号の一に該当するものを含む)で第四十七條の二の規定に違反したものを」を加え、「二万円以下」を「三万円以下」に改める。

第五十一條に次の但書を加える。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

第五十二條第一項中「一年以下」を「二年以下」に、「五千円以下」を「三万円以下」に改める。

第五十三條中「一万円以下」を「三万円以下」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五十四條第二号又は第三号に該当する者については、前項の規定を適用しない。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の過料に処する。

士となる資格を有する者(第四條各号の一に該当する者を除く。以下第二号において同じ。)で第四十七條の二の規定に違反したものを

二 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四十八條の規定に違反したものを

三 会計士補となる資格を有する者(第四條各号の一に該当する者を除く)で第四十八條第二項の規定に違反したものを

第五十五條中「千円以下」を「一万円以下」に改める。

第五十七條第一項中「三年以内」を「五年以内」に改める。

第六十三條第三項中「並びに第四十九條」を「、第四十七條、第四十八條第一項並びに第四十九條」に改め、「この場合において、」の下に「これらの規定中「公認会計士」とあるのは、「計理士」と。」を加える。

同条第四項中「一年以下」を「二年以下」に、「五千円以下」を「三万円以下」に改め、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 第三項において準用する第四十七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当

該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

8 第三項において準用する第四十八條第一項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

同条第六項中「一万円以下」を「三万円以下」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「千円以下」を「一万円以下」に改め、同項を同条第十項とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 公認会計士法第四條第二号及び第四號の改正規定は、この法律施行の際公認会計士又は会計士補である者が現に有する地位に影響を及ぼさない。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〇平岡参議院議員 ただいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

公認会計士法は、わが国に於ける公認会計士制度を誕生せしめる構想のもとに、第二回国会において制定されたものであります。財務書類の監査証明という職能に於ける高い品位と技能とを有する公認会計士制度を確立するため、たび／＼改正が行われましたことは御承知の通りであります。

このたびもまたこの趣旨にのっとりまして、次の諸点について改正を加

え、制度の改善、充実をはかりたいと存する次第であります。

まづ第一に、財務書類の監査証明の業務は、公認会計士、外国公認会計士及び計理士でなければ営んではならないこととしたのであります。すなわち公認会計士制度は、きわめて新しい制度であり、かつ企業の財務書類の監査または証明に関する業務は、高度の技能と職業道徳とを必要とすることが強く要請せられますので、かかる業務を営む者は、公認会計士、外国公認会計士、計理士のごとく特定の資格を有する者に限定することとしたのであります。

第二に、公認会計士の資格試験でありますところの第三次試験の試験科目に、新たに、税に関する実務を加えることとしたのであります。ただし、税に関する実務知識は、公認会計士がその業務を行う上におきまして、当然必要とされるからでございます。シャープ第二次勧告におきまして、同様の趣旨の勧告が行われていた次第であります。なお試験科目の増加に伴いまして、試験委員の定数を増加することとしたのであります。

第三に、特別試験の施行期間を二箇年延長することとしたのであります。すなわち特別公認会計士試験の施行は、本年七月をもつて打切ることになつておりますが、公認会計士の資格試験でありますところの第三次試験の受験資格者が、約二年後でなければ相当の数に達しないことが予想されますことと、現在までに特別試験に合格した者のほかに、この特別試験を受験する資格のある優秀な学識経験者が多数存在いたしますので、かかる適格者に

も特別試験を受験する機会を与えることが望ましいという理由から、特別試験の施行期間を二箇年延長することとしたのであります。

第四に、公認会計士試験の第三次試験の受験資格を緩和いたしました。会計士補となる資格を有する者であれば、会計士補の登録を受けていなくても受験し得ることとしたのであります。

その他、罰則の整備及び条文の整理をすることとしたのであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成せられんことをお願いいたします。

〇小山委員長代理 質疑はありません。

〇三宅(則)委員 ただいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案につきましては、提案者を代表せられまして、参議院議員平岡市三君の提案理由をお聞きしたわけでありまして、これに関連いたしましたので、私は政府当局、いわゆる大蔵省公認会計士管理委員会の委員長に二、三の質疑を試みたいと思つた次第でございます。この公認会計士法の一部を改正する法律案につきましては、すでに昨年十月より数回にわたりました、衆議院におきましても研究を積んでおつたところでありまして、ことに本年の正月早々の国会には通過すべく努力いたしておりましたが、その後都合上参議院の提案するところとなりまして、すでにわれ／＼もその方面につきましては、宮崎清君も宮腰喜助君も、また各党の委員も知つておるところであります。幸い管理委員会の委員長がおいでになりました

たから、この際政府の心構えを確かめる意味において、二、三の質疑をいたしたいと存じます。

わが国の経済の発展に對しまして、ことに証券取引法の施行によりましての監査証明というものを、公認会計士に限るといふことになつておりました、その後一部改正になりまして、だれでもやれることに一応なつたわけでありました。もちろん資本金等によりましてその高下はありましたが、今回の改正によりまして、きわめて合理的にこの改正がでる上ることになつたといふことを、私はまず第一に賛成いたしておるのであります。ことに公認会計士、外国公認会計士、また計理士がことごとくこの監査証明ができるようになりなりました事は、一大進歩でありまして、むちやくちやに監査するものではない。やはり相当社会にも経験をもち実務に堪能な者が、監査証明することになつておるのであります。これはまことによき改正であると思つておりますが、これに對しまして政府といたしましては、相当公認会計士を將來おふやしになるような御予定であると觀察いたしますが、政府当局はどういうふうな考へておられますか。この際一応承りたいと存じます。

出される株式に對しては、全部公認会計士の監査を要するという事になるわけでございます。現在公認会計士になることが出来る資格者が三百七十名くらいございしますが、そのうちにはまだ登録をしない人もございしますし、將來相当これをふやして行かなければならぬかと考えますので、この法律に改正されましたごとく、特別試験の期間をもう二箇年延長されることになりまして、一箇年に二回試験をすることになりますれば、約四回において相当の試験経験を簡拔することが出来るものであると考えまして、まことにこの改正案には賛成をいたしておる次第でございます。それであつて四回の特別試験を行つて、その後は常道によりまして、一次試験から續いて受ける人が続々と出て来ることと存じます。したが、この間におきましての要求せられる人は、この改正によりまして特別試験の期限の延長によりまして、とつて参りたいといふふうな考へておる次第でございます。

○三宅(則)委員 ただいま河本政府委員の御説明によりまして、政府の意図も了承いたしました。本案に盛られておりますところの公認会計士特別試験を二箇年延長されるという事について、は、立案者に対してはまことに御注意を執るところでありまして、全国の二千人になん／＼とする計理士諸君、実務に堪能しておられる計理士がの監査をいたしておられる計理士があるわけでありまして、そういう者もだん／＼とこういふような特別試験を施行せられることによりまして、將來は公認会計士になれるという道を講ぜられたという点は、まことによき改正

でありまして、われ／＼も賛成をいたしておるのであります。特に政府におかせられましたも、この立案者の趣旨を尊重せられまして、どうかなるべくたくさん的人格高き、また経験の深い公認会計士を試験に合格するようにさせていただきまして、日本の再建に努力するように御指導、監督を願いたいと思つてございします。

次にひとつ申し上げておきたいと思つておる事は、今度公認会計士の試験に、税を中心というわけではありませんが、税の知識も入れなければならぬといふことになつたことは当然のことでありまして、今度の公認会計士の特別試験にはお入れにならぬかしれません。將來はいつごろから税に關します特別試験をお入れになるおつもりでありますか。この際承りたいと存じます。

○河本政府委員 ただいまの公認会計士の試験に税の業務に關する問題を出すといふことは、これにありませう。に第三次試験において税務の問題を出す、こういふことになつておりますので、本年十月ごろに第三次試験を實行することになりますから、このものから試験を課する。従いまして、これはこの法律が施行された後におきましては、やはり特別試験において、これは管理委員会の規則において將來きまらるべき問題であります。やはりこの秋十月ごろこの法律が施行されましたらば、もう一回試験を施行することになりますから、その際これを加えるといふことにはいたしたい考へておるのであります。

○三宅(則)委員 ただいまの御説明によりまして了承いたしました。その

次に申し上げることは、由来弁護士、公認会計士、計理士、税務代理士、こ

ことを言つておられたのであります。そこで私はひとつ當局から具體的に伺いたいと思つておる。たとえば日本のカン詰類が相當輸出されておる。これに對してアメリカ、イギリス並びにインド、こつちの方面に輸出した場合には、カン詰類に對しては、向うにおいては一体どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

○藤田説明員 答へたい。カン詰類に對しては、ただいまお話に出ました国々で關税をとられておるかといふ御質問であります。大体に對しては、向うに對しては、一體どれだけの關税をとられておるか。この辺をまず第一点として伺いたい。カ

和二十六年一月一日、または一月一日から本年九月三十日までを終りますところの事業年度の期首につきまして、法人は再評価をすることができ、ただ本年三月三十一日までで事業年度の終ります会社につきましては、四月以降の事業年度について再評価をしていただくことになっております。そうして再評価の申告の提出期限は、本年の十一月三十日までということに区切つております。個人につきましては昭和二十六年の一月一日現在をもつて評価をいたしまして、申告期限は九月三十日までということに相なつております。但しこれは原則でありまして、たとえ電力でありますとか、鉄道でありますとか、ガス事業等も入ります。そういう公益事業で、料金が公定されておるものにつきましては、これはただちに再評価をしと申ししても、公定価格に再評価後の適正な償却金額が織り込めるといふ状態にならなければ、実際問題として再評価は無理でありますから、従いましてこれらの企業については、さらに一年間再評価の時期を延長して、明年の七月三十日まで延長することにいたしてあります。

第二に再評価資産の範囲でございますが、これは原則は昭和二十五年の一月一日すなわち基準日現在に持つておりました資産のうちで、大体前回の再評価におきまして最高限度まで再評価をしなかつたもの、全然しなかつたもの、あるいは最高限度まで達しない、中間的な再評価を行いましたものをも含んでおります。大体その範囲は前回の再評価と同じであります。ただ株式だけは今回の再評価からは除外してあります。これは前回実施いたしました結果、非常に問題のむずかしい点もございますし、なお今日の状況で、さらに株式について再評価をするという、それほど実質的な意義もございませぬので、この際株式については適用を除外いたしてあります。それから次に再評価の基準でございますが、これはおおむね前回と同じ基準によつております。すなわち当該資産を取得したときから今日までの、大抵の卸売物価倍率といふものを基本にいたしまして、再評価の基準をいたしてあります。ただ昨年の基準から今日まで約一年ほどたつておりまして、その間に企業は実際に償却をいたしてありますので、償却資産につきましては、その間に前年の再評価時から今日までに実際に償却をいたしました額だけは、基準から落してございます。それから再評価税であります。これも前回と同様六%の再評価税を課することにいたしてあります。この再評価税につきましては、いろいろ論議のあるところでありまして、しかし前回の再評価におきまして六%となつた理由が、要するに再評価というものはインフレーションによる貨幣価値の変動によつて、会社の資本を是正するといふねらいでありまして、再評価によりまされるわけでありまして、しかし今日ですでにインフレ過程において譲渡所得税をとられましたもの、あるいは終戦後に持つておりました金銭、債券の価値が減少いたしましたもの、それらとの均衡を考へますときは、やはりある程度の税を課することは公平であるという見地で、前回は六%課税したの

でありまして、今回も同様の理由により六%の課税をすることにいたしてあります。ただ再評価税の納付につきましては、延納の規定があるのでありますが、これは再評価税を納付することによつて、従来よりも法人税が重くなるというような場合には、従来の計算によつた法人税の限度で再評価税を納めまして、それ以上負担を重くしない。それ以上の分は従来五年間延納を認めおつたのでありますが、同様今回の第二次再評価におきましても、さらに五年間延納を認めようということにいたしてあります。そういたしますと、同じ企業で昨年再評価し、今年も再評価をしたというような会社につきましては、同じ資産につきまして一方は昨年から五年間、今回の分で今年から五年間ということ、再評価延納の時期がまち／＼になりますので、一律に今回の再評価をいたしました場合にはこれから五年間、すなわち昨年から考えますと、六年間延納ができるという結果になります。要するにそういうものにつきましては、一年延納期間が延びたことになっております。それから再評価積立金の資本組入れであります。これは先ほど申し上げましたように、今日の状況では、これをいつまでも積立金に置いておく理由もございませぬし、再評価のねらいそのものは、そも／＼再評価をいたしまして、これを資本に組み入れて資本の正しい姿に直すということが、この法案の目的でございますので、改正商法の実施いたされ本年七月以降、積立金の四分の三までは資本に振りかえることを認めるといふことになっております。なおこの資本の組入れに際し

ましては、登録税は従来の千分の七を特に千分の一・五というふうに軽減をいたしてあります。また社債発行限度の問題であります。また社債発行限度は一年について四分の一ずつ算入して行く規定でございまして、ただいま資本組入れの項について御説明申し上げましたように、今日といたしましてはもう一律に資本に組み入れてもさしつかえないという状況に相なつて参つておりますので、社債の発行限度をいたしまして、再評価積立金の四分の三まではただちに限度に入れられるということにいたしました次第であります。その他商法の改正に伴いまして若干の法文の修正がございまして、次に再評価積立金の資本組入れに関する法律でございまして、これはただいま申しました資本に組み入れるにつきましての手続、方法を規定した法律でございまして、要旨を申し上げますと、資本組入れは株主総会の特別決議による。資本を増加いたしました場合に、新商法ではこれは資本準備金におきましても、あるいは株式にいたしましても自由なのであります。株式にいたします場合には、やはり特別決議によつて株主に交付するということにいたしてあります。この株主に交付いたします新株は、新株と申します。再評価によつて振りかえた株でありまして、これは原則として無償で交付することにいたしてあります。しかしあわせて若干の増資をするということがあるいは便宜な場合もありませんので、額面以下の金額で特に払込みを認めます。これは無償であります。有償であります。これは会社の自由であります。それからただいま申し上げました有償で

交付いたします場合に、株主といたしましては有償ではないやだと言つて、新株を引受けない株主が出て参りますので、そういう株主につきましては引受権の譲渡を認め、あるいは払込み額を越えて会社が交付いたしました場合には、その越える部分についても当然株主として取得し得べかりし部分を、たとえばプレミアムと申しますか、その金額を請求することもできるということにいたしてあります。なお資本に組み入れます場合に、一般に有償で交付をいたしました場合には、これは今申しましたように引受権のない、引受けなかつた株主に対して金銭を交付する等のごさいます。たとえそれは資本に超過する部分は資本に組み入れないとか、そういうたような商法の若干の特使を設けてあります。なお金銭交付請求権等がございまして、また、法人税の所得計算につきましても支障のないように、若干の特例を認めてあります。法案の内容は大抵以上のものであります。

○竹村委員 大体従来再評価を行つた法人で、これは組合とか金庫とか、そういうものは別として、この法人の中に再評価をされたうちで損失を計上しておつた、いわゆる決算において利益が上つていないところの会社、こういう法人と、それから多くの配当利潤を持つておつた法人との再評価した率は一体どうですか。どういふふうになつておるか伺いたい。

○酒井政府委員 ただいまお尋ねのありました損失を計上しておつた会社と、利益を計上しておつた会社の再評価の状況、これはそういうわけでは目下のところ資料をとつておりませぬ

ので、ちよつとお答えできないのでございませぬが……。

○竹村委員 われ／＼の考えでは、大體従来資産再評価を行いました法人は相当な利潤を上げていたものだ、こゝろ考へておるのでありますが、そこでそのうちものは一處再評価をやつた。ところが今度こゝろ法律を出されるのは、先ほどの御説明にもありましたように、いろいろ経済的な状態がかわつてまた利潤を得るような会社が增大して来た。従つて再び再評価をやるよゝうなこの法律を出されるのだと考へますが、こゝろよりよゝうな経済界の変動によつて利潤を得ておつた会社と、今まで再評価しておらなかつた法人といゝうものは、今までどれくらゐあるよゝうに考へられておるのか。

○酒井政府委員 再評価の実施状況は国税庁国税局の系統で調査いたしております。ただいま持つております資料は、国税局においてとりました統計でございませぬが、おつしやるよゝうな損失を計上した会社がどれだけ再評価し、利益を計上してある会社がどれだけ再評価しておるかといふふうな統計のとり方をいたしておりませぬので、ちよつと御質問に対してお答えいたしかねるよゝうな状況でございませぬ。

○竹村委員 ちよつと違つてよゝうですが、この法案が出て今度資産再評価をするといふ会社は、おそらく先ほどの御説明にありましたよゝうに、経済界の変動で、再評価してもいいといふ会社が相当増加して来た、こゝろよりよゝうに考へられておるのですが、この増加しておる会社は一体どのくらゐ見込んでおられるかといふことでは。

○酒井政府委員 そういふ数字は見込

んでおりませぬので、ただ経済的な条件がかわつて参りましたから、この際再評価をもう一度やろうといふよゝうな会社もあるのではないかと想像されますので、再評価自体はこの終戦後のインフレによつて正しい資本金額に直して、経理を適正にするといふことではございませぬから、そのよゝうなものもあれば認めて行こうといふ趣旨でございませぬ。どのくらゐのよゝうな会社があるから、これをやろうといふよゝうな予定は立てていないのであります。

○竹村委員 そうなると私の聞きたいところは、たとへば今まで再評価の法案が出る前に利潤を得ておりました法人といふものに、再評価することによつて少くとも再評価税といふものはかかまされども、つまり減価償却を行いますがゆゑに、法人の所得に対するところの税率といふものは非常にかわつて来ていると思ふ。従つて國の徴収します法人税といふものは減少しているであつて、実のところはその減少額はどれだけ減少したかといふよゝうなことを聞きたかつたのであります。それはわかりませぬか。

○酒井政府委員 後ほど数字がわかりましたら申し上げますが、実は先ほど申し上げましたよゝうに再評価税を納付することによつて、従来法人税より負担が重くなります場合には、従来計算によつて算出したました法人税の限度にとめるといふことになつておりますので、こゝろ一二年は大体におきまして再評価税がふえればそれだけ法人税が減る、再評価税が減ればそれだけ法人税がふえる、大体のところはそゝういふことにならぬと思ひます。今数字がございませぬら申し上げます。

○竹村委員 そうするとこゝろよりよゝうにお聞きしたいのですが、これは前にも問題になつたわけでありませぬけれども、たとえば相当な設備を持つておる百貨店のよゝうなところにおきまして、従来は相当な利益を上げておつたところが、今度再評価することによつてその利益といふものは減価償却にまわされるので、再評価税はもろんかかかりますが、しかし法人税は、なくなるとは言われないが、ずいぶん減少するわけでありませぬ。そのよゝうな結局においては従来から多くの固定資産を有したものが、多くの減税になると私どもは考へておるのですが、この点については一体どういふふうに考へておられますか。

○吉田(信)政府委員 お答え申し上げます。インフレに際しまして、従来の資産再評価前の状況におきましては、物価は上つて参ります。たとへば当初ビルデグが千円で買われたものであるといたしますと、千円に定する償却、たとへばその一割をしていけると仮定いたしますれば、一万円で買つたものは百円ずつの償却しかしておりませぬ。しかしながら物価が騰貴いたしました結果、現在その建物の同じものを買おうといたしますれば、昔は千円で買えたけれども、今は二百倍で二十億かかるといふよゝうな状態になるわけでございます。従つても今まで通りに千円円の簿価に対して償却をいたして行くとするならば、その設備の耐用命数が尽きた場合には、まさに物価の騰貴割合だけ、極端に申せば二百倍上つたとすれば、そ

の企業の実質資本は二百分の一に減じてしまふ。しかしながら従来の税制の上では国民負担のいろいろ問題がございませぬので、そゝういつた大資本につきましては、資本の食いつぶしになつてもやむを得ないといふ形で、実は資本の食いつぶしを前提として、それに対する課税が行われておつた。しかしながら最近におきまして経済の回復と同時に、再評価を行うことによつて、實質的にその企業の資本が正常に維持される限度に再評価を行へば、それに対して課税が行われるといふことにならざるでございませぬ、名目的には減税になりませぬが、その減税といふ意味は、要するに今まで資本の食いつぶしをしてきたのをやめるといふ、消極的な意味合いのものでございませぬ。

○竹村委員 おつしやる通りだと思ひます。私は初めからそれを聞きたかつたのです。そゝういふことになりませぬと、私の考へでは大体おつしやる通りになることだと思ひますが、そゝうな業、あるいは中小企業もそゝうでありますけれども、固定資産の大きいものは資本の食いつぶしにならないよゝうな形における徴税方法に改める。これが再評価のねらいである。これはその通りでございませぬが、そゝういたしますと、現在の国民一般の税金のかけ方と比較いたしますと、国民全体にかけておるものを、おの／＼自分の持つておるものを食いつぶしていかないかどうか。この辺と比較いたしますならば、これは実に利潤を得る大企業の利益になるよゝうに考へるわけでありませぬ。資本の方を食いつぶさないといふことはわかりませぬが、たとへば農家にいたしまして

も、あるいはその他の小さいところにおきまして、資産を食いつぶしてでも税金を納めるよゝうな形に現在はおつておるのである。この点私は均衡がとれないのではないかと考へますが、この辺はどういふふうに考へておられますか。

○吉田(信)政府委員 その点につきましては、おそらく税法案の御審議の際に十分御論議を尽されていくことと存じます。今度の税制改正においては、個人の所得税の減税といふところに特に重点が置かれて、所得の少い者に対して相当減税になるよゝうな措置が講ぜられたわけでありませぬ。もちろん理想といたしましては、これだけのいふかといへば、まだ／＼改善の余地は大なるものがあると思ひます。ところが、経済の復興といふよゝうな観点、あるいはまた国家としての種々な仕事といふよゝうな関係からして、まだ税負担についてはかなり重いものがあると思ひますが、これらの点については税法全般の問題として考へられておることだと存するのであります。

○竹村委員 その議論はやめておきますよゝう。しかししつと伺つておきたいのは、たとへば資産再評価をやることによつて減価償却が増大する。そゝうな影響を与えらると思ひますが、この資産再評価を行うことによつて物価にどれだけ影響したかといふことを、御調査なされたことがございませぬか。

○吉田(信)政府委員 物価騰貴と再評価との関係につきましては、現在私ども確かな資料は何も持つておりませぬが、一般的に申しまして再評価はむしろそゝういつた収益状況をもととして行

われるものでございます。現在の場合再々評価を認めようというところは、現在の企業の収益力が相当増大して来た。これが単に収益という形になつておりますれば、ややもすると溢費の危険性がある。従つて適正な償却を行つて、そういうた溢費を行わないようにならなければならない。再々評価は再評価をしたからコストが上るといふ性質のものではなくして、相当償却をし得る余力のあるところが、再評価をするという結果になるであらうと思ひます。

○竹村委員 結局再評価をいたしますと減価償却を認めるようになるのですが、そうすると、それが生産費の中の原価計算の中に入り、それだから現在の物価の値上がり、全部再評価に上るといふような部分とは考へておりましたが、その中の一部分というものはやはり物価は上るものだと考へるのですが、もしそういう減価償却を増大して、生産費計算の中にそれを織り込んで、なお物価を上げないといふしますと、これはほかの面、たとえば労働賃金の面でこれを押えて行かなければならないと考へるのですが、そういう点はどうかという考へておられますか。

〔小山委員長代理退席、奥村委員長代理着席〕

○吉田(信)政府委員 その点につきましては、現在価格の公定されておる部分はきつめてわすかでございます。大部分が自由価格によつておりますから、再評価をしてそれに応ずる償却費を出すということは、需給の関係からいつて、それだけの収益力がなくては

できないという関係になるのでございませう。また公定価格のあるものにつきましては、現在のところは再評価に應ずる償却費というものを、価格の算定の基礎に算入しておりますが、従つてそういう場合には、現在のところ再評価をしたいが十分行えないという事態も生じております。それらの点については、ここで急いで価格を上げるといふような措置がいかどうかという点に種々問題がありますので、むしろ今度の再々評価につきましては、公定事業等については再々評価をやり得る期限を一年間延長するといふような形で、議院の問題の解決とともに、これら問題についても何らかの解決がなされるであらうという前提に立つておる次第でございます。

○竹村委員 非常に満足した答弁で、この問題は、はつきりしているわけですが、公定価格のあるものは、公定価格で定められているから、資産再評価をやつても、価格の改訂が行われぬから、あまり資産再評価が進まない。ということ、結局再評価をやつて減価償却をやると、減価償却の分だけ生産費の中に入つて来る。従つて当然価格を少し上げなければならぬが、それが上げられない公定価格の分は資産再評価をやらぬ。公定価格のない普通のものは、再評価される結果、償却費が増大したその分だけが生産費の中に入つて、物価が上つておる。もし上つていないとすれば、それだけ労働賃金を下げている。これは今の答弁ではつきりしたと思ひます。これをやらねばならず、こういうことになつて来ないかと思ひます。今、日米

経済協力とかいふ言われて、日本はいろいろの形における軍需生産の道を進んでいるわけですが、そこで利潤を得たものは、いわゆる再評価をやつてそれで資本をどん／＼蓄積して行く。しかしそうでないものは、資本蓄積をどこか損失しているのだから、あまり資産再評価をやらぬ、資本蓄積もできないという結果になると思ふのですが、この辺はどうですか。

○吉田(信)政府委員 ただいま再評価をした場合に価格を上げなければ、ただちに労働の方への圧迫になるといふお話でございましたが、その点は必ずしもそうであるとは考へておりません。企業の合理化その他の方法によりまして、生産費の低下といふことは必ずしも労働の低下だけがもたらすものではないと存じております。そしてまた再評価をすれば、大資本だけがますます資本を蓄積して行くのではないかと、御意見はかかるといふこと、これは資本の維持をはかるといふこと、これは資本をやるという意味でございませぬ。その限りにおきましては、ふえもしなければ減りもしないという意味での、いわば消極的な性質を持つものであると考へております。

○川野委員 ただいま議題となつております資産再評価法の一部を改正する法律案、及び再評価積立金の資本組入に関する法律案の両案につきまして、すでに質疑も十分に尽されたと思ひますので、この際右両案については質疑を打ち切られんことを認めます。

○奥村委員長代理 ただいまの川野君の動議のごく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥村委員長代理 御異議なしと認め、右両案につきましては質疑を打ち切ります。

○奥村委員長代理 次に關稅定率法の一部を改正する法律案、及び關稅法の一部を改正する法律案について質疑を許します。竹村委員一君。

○竹村委員 先に質問いたしました点で、資料がそろつたという話ですが、答弁していただきたいと思ひます。

○藤田説明員 ただいま参議院でも同じ法案がかかつておりまして、そちらへ行つておりましたので、さつそく取寄せましてお答え申し上げます。

米国の關稅率で最高のもは幾らかというお話でございましたが、向うの關稅率の規定の仕方はいろいろ複雑になつておりまして、最高のもは、そのうちで多分八五％になつてゐる科目であらうと思はれますが、それは生物学、化学、冷金學、外科学用器具、そのうち主としてその器具がガラスよりなるもの、こういう品物が八五％になつておりますが、これが多分最高だらうと思はれます。多分と申しますのは、たとえば人絹織物などでは價格に對して六五％、及び一ポンドに對して四十五セントといふように、從價税と從價税と併課してゐる科目がありますので、そういうものの從價率に換算したパーセントが若干疑問があります。が多分八五％よりも低いものと思はれますので、おそらく先ほど申し上げました八五％のものが最高であらうと考へられます。

それで、それが国から輸出する品物の中で最高のもは何かという御質問でございましたが、わが国からの輸出品に對しましては、最惠國稅率を適用されておりますので、概して五〇％以下のもが多いのでありますが、たとえば陶磁器で申し上げますと、平皿及びカップといふのは、國定稅率で行きますと五〇％、及び一ダースごとに十セントといふ稅率であります。最惠國稅率では四二％、及び一ダース十四セントといふ稅率になつております。それから陶磁器の平皿及びカップ以外のものは、これは最惠國稅率がありませんので、もとの五〇％及び十セントといふ稅率がかかることになつております。従つてわが国からのアメリカへの輸出品で、大体において最高のもは陶磁器その他、つまり五〇％及び一ダース十セントといふ程度のものであらうと思はれます。従つて五〇％よりちよつと高い程度のもと思はれます。

次にカン詰の關稅率についてありますが、このカン詰は肉とか、魚などはいろいろ違つた稅率がある。たといふのでありますが、たとえばわが国から一番多く行くと考へられます魚のカン詰の場合に行きますと、さつとさつとほか特恵されてない魚のカン詰が、從價二五％といふ國定稅率になつております。但し最惠國稅率ではこれが從價一〇％になつております。

○竹村委員 これはアメリカであります。イギリスの方は一体どうなつておりますか。

○藤田説明員 イギリスにつきましては、わが国からの輸出品でもおなじものを御説明申し上げます。たとえば生糸は一ポンド二シリング二ペンスない

は、わが国からの輸出品でもおなじものを御説明申し上げます。たとえば生糸は一ポンド二シリング二ペンスない

し一シリング六ペンスというようになつておられます。それから綿糸で申しますと従価にいたしまして七・五％、綿織物にいたしまして、従価で一七・五％ないし二〇％、それから綿布で漂白しないという項目では二五％というような税率になつておられます。高いものではガラス製品の三〇％とか、ダイヤの三〇％というようなものもありま

すように、政令をもつて減免税はきめるといふに原案は規定してございませぬ。それは外国において主要食糧の価格が非常に上つたというような場合には、なるべく早くこれを減免税を実施する必要があると考えられますので、政令をもつて実施するという事にする方が便宜かと考えられます。ただその範囲につきましては、最高額の税率はもろろんこの関稅定率法で定めておられますが、その免稅の品目もろろん主食の範囲内でありませぬが、その品目及び免稅期間の指定等は政令でするように、今度の関稅定率法第六條に規定してございませぬ。

に合致するようなものに對しては、全部これは政令で定められるのだと思ふのでありますが、自分の自由意思によつてやつて行くとなると、こういうものはあつてもなくても同じで、一切を政令で決めて行く。そうすると、こういうような法案を真剣に審議することはばからしく、何にもならぬことになる。しかも国会はあつてもなくても同じことだ。そんなものをここで審議すること自体案に国会の審議権を無視し、その品位を傷つけるものだと思ふのですが、大部分政令で定めるといふのでなしに、国会で審議してきめるといふように訂正なさる意思はないですか。それをお聞きしたい。

いのでありまして、すべて法律によることになつておられます。
○竹村委員 たとえば食糧の消費者を保護するために、無税にするというようなことを言われておりますけれども、私はそういう問題は国内的な措置としてできるものだ。関稅はやはり当然関稅としてとられる。もしこれが消費者に与える影響が多いとすれば、国内的な予算的措置で、できるだけ減額するとか、あるいは助成するとかいふようなことができれば、政令で行うというようなことになる。政令でこれを行うというようなことに對しては、非常に私は問題があると思ふのであります。しかしまあ議論になりますからやめておきますが、もう一つ聞いておきたいのは、たとえばこういうことを申しますと、共産党はそればかり言つておられる。これは、今日の日本におきましては、ともかく日本がいわゆるアメリカの軍事工場になるということが、再々言われているわけでありませぬ。いわゆる日米経済協力の構想でも、日本に軍需生産、いわゆる軍需部分品の製造を許すというようになつておられるわけでありませぬ。従つてそういう軍需資材になるようなものについては、一応基礎産業だ、重要産業だということだ、ある程度減額されておられるが、こういう問題については、今後この法案が通過いたしましたらこの通りとするのか。あるいはまた何らかの方法で減額されるのか。ここでは非常に低いか無税というようなものが多いわけでありませぬが、この辺はどうでありませぬか、お伺いしておきたい。

原料等を入れるという場合に、免稅措置を政令等でやるかという御質問と解釈いたしました。が、そういう場合には政令等で減免税をするという事は絶対にありませんので、この関稅定率法の税率を変更するという場合には、むろん法律によつてこの定率法の特例を設ける、あるいはこの定率法を改正するという手続をとることになります。
○三宅(副)委員 動議を提出します。ただいま議題となつております関稅定率法の一部を改正する法律案、並びに關稅法の一部を改正する法律案、及び公認會計士法の一部を改正する法律案の三案につきまして、すでに質疑も十分尽くされたと思われまふので、この際右三案については質疑を打切られんことを望みます。
○奥村委員長代理 ただいまの三宅君の動議のごく決定することに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○奥村委員長代理 御異議なしと認め、右三案につきましては質疑を打切ります。

○竹村委員 この法案を見てみますと、必要なものに対しては別に特例を設けて無税にする。この中に無税のものもいろいろ多いのでありますけれども、そういうものがあるわけでも、もちろん食糧等の不足した場合において、食糧に關稅を一應取るようになつておられますが、これは不足の場合においては特例を設けるということが骨子でありますけれども、そういういたしますと、私の一番疑問とするところは、そういう特例というものがどういふ形に出されるか。それはやはり国会に提出するの。あるいはどういふ形でその特例を設けられるか。その点をばつきりしておきたい。おそらくこれは国会に出されるだろうと思ふのですが、その辺はどうですか。

おつたが、今の答弁で最もはつきりしたわけだ。というものは、一応きのうも大臣に伺つたのでありますけれども、二年間にわたつて研究して、どういふことを仕上げたのだ、こゝ言われませぬけれども、現在まだ日本は御承知のように占領下にあつて、従つて自主性を持つていふと言われませぬけれども、實際完全な自主性は持つていないというところは、これはたれでも認めるところでありませぬ。現在政府の一應意圖しているところは、結局野党各派あるいは国民の大半から、自主性が無いということを非常に攻撃されておられる。そこでどういふような関稅定率法を出して、あたかも日本が特定の関稅をとつて、おれのところは獨立国でやつておるといふような感じを起させる。一方においては、今仰せのように一切が政令でできる。従つて食糧の方もそうでありまして、それ以外のいろいろな物資も政府の都合のいい、政府の政策

○藤田説明員 ただいまのお話は主食の免稅つまり米、麦、大麦、小麦粉の場合だけでありまして、これが外国において穀物の価格が非常に暴騰する、あるいは暴落するというような場合に、それに対して関稅を課して農村を保護する、あるいは関稅を撤廃して消費者を保護するという措置は、価格の暴騰、暴落というような場合でありませぬから、迅速に行わなければならぬと考へられますので、従来も関稅定率法におきまして、飢饉の場合などに米及び麦の輸入税を減額することができるといふことも、やはり勅令によつていたのでありまして、それと同じ例を踏襲いたしまして、そういう緊急の場合に行うのでありますから、政令をもつてその場合に減額あるいは免稅をきめる、あるいはその復活も同様であると考えられますが、その場合だけでありまして、そのほかの一般の税率につきましては勅令、政令をもつて減額し、あるいは免稅するということはないのでありまして、すべて法律によることになつておられます。

○藤田説明員 外国から軍需産業等の

○内藤(左)委員 平田さんが見えにやりましたので、ちよつとお伺いしたいと思ひます。
織物消費税の問題であります。これは今まで議論し尽されておる問題だと思ふのであります。これはいかかかなものでしようか。業者が盛んに納めたやつを返してくれと言つておられますが、何とかこれは返してやる御意思があるかどうか。技術上非常に困難なことかもしれないが、一応平田さんのお心持をお伺いしたいと思ふのであります。

○平田政府委員 ただいまお話の問題は前国会からの問題でありまして、私も大分研究してみたいでございますが、なか／＼技術的に困難な点等が多々ございまして、この実行可能な案を作成することは、現在までのところむずかしいのではないかと実は考えて参つたのであります。

○内藤(友)委員 まあこれはりくつでもないと思うのであります。織物消費税は結局これは消費者が負担するわけでありまして。ただ徴税が便利だからといって業者にまわしておつたのであります。なるほど返すことの技術は、非常に困難性があるかもしれませぬけれども、私は少し良心的に物を考えますならば、何とかその困難なところを乗り越えて、これは返してやるのが私はいい政治じゃないかと思うのであります。もう少し御研究なさる御意思がございませうですか。と

あとは返さないということでは、物事は収まらぬと思うのであります。もう一ぺん平田さんの—今のところは困難かも知れませんが、ひとつ何とか研究してみます。業者の希望をいれることにひとつ骨を折つてみようというお気持ちがあるかどうか。これを伺いたいのであります。

○平田政府委員 なか／＼むずかしい問題でございまして、たとえば物品税等も大分課税から廃止したものもございまして、これらのものにつきましても困難がございまして、実際上の影響が少かつた場合もあろうかと思つてあります。返すような措置は今までいたしております。織物にやりますという事は、これは全然新規な

例を設けることになるわけでございますが、公平な査定がはたしてできるかどうか。ことに織物につきましても、一時脱税品等が大分市場に出まわつていたと思つてございまして、はたして税を納めたものであるかどうか。その確認が第一むずかしい。それから第二には、手持ちの量、卸業等につきましては大体できると思つて、小売業者それから既製服業者の手持ち数が非常に多くなると、なか／＼これはむずかしく、問題がかえつて紛糾する場合もありはしないかという点が感じられたわけがございまして、今まで研究の結果は、どうもなか／＼これならば大丈夫ということの実行案を得るまでに、実は至つていないのでございます。

○内藤(友)委員 まことにどうも淋しいお答えであります。こういうことを政府としまして良心的に、まじめにお考えいただくことが、徴税成績を上げるゆえんであります。とるものはとるぞ、あとは返さぬぞ—実は私は一昨年でありましたか、所得税を少し上げ納めてあるのですが、今まで何の音さもないということでありまして、そういうふうなやり方は私は結局いかぬじやないか。今日新聞紙上で税金が多いので死ぬとか何とかいうことが、ひんびんと出て来ます。これはやはりあなたの方として、税の立法者としてもつと眞剣に、まじめにお考えなさる必要があるのじやないかと思つて、これからでも遅くないのであります。いかがでしようか。この織物消費税をわかるものは何とか返してやるというお気持ちで御研究願えるかどうか。イエスカノーかさえ御返

事だけはいいので、いつものような平田さんの能弁をお聞きしようとは考えませんが、お心持だけをお漏らし願いたいと思つて。

○平田政府委員 同じことをお答えするようでございまして、今まで実は大分研究したのでございまして、実行可能という結論をまだ得ていないということをお申し上げておきたいと思つて。

○奥村委員長代理 本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十八分散会